

平成 22 年 12 月 27 日

各位

株式会社りそな銀行

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との『成年後見制度取次ぎサービス』の開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、東京弁護士会（会長 若旅 一夫）、第一東京弁護士会（会長 江藤 洋一）、第二東京弁護士会（会長 柄木 敏明）と「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結し、本日より、成年後見制度に関するご相談・ご利用を希望されるりそな銀行のお客さまに、同弁護士会に所属する弁護士を紹介するサービスの取扱いを開始します。

1. 協定締結の主な目的

- りそな銀行では、お客さまの資産承継ニーズにお応えするため、様々な信託商品・サービスを含めたトータルなサポートを提供しておりますが、ここ数年、それら資産承継ニーズに関するお客さまからのご相談件数が大幅に増加しております。
- 少子高齢化の進展などを背景に、将来、認知症になられた場合などの契約手続や財産管理を目的として、成年後見制度利用の申し立て件数が年々増加しています。また、親族以外の第三者に成年後見人を依頼するケースも増加しています。

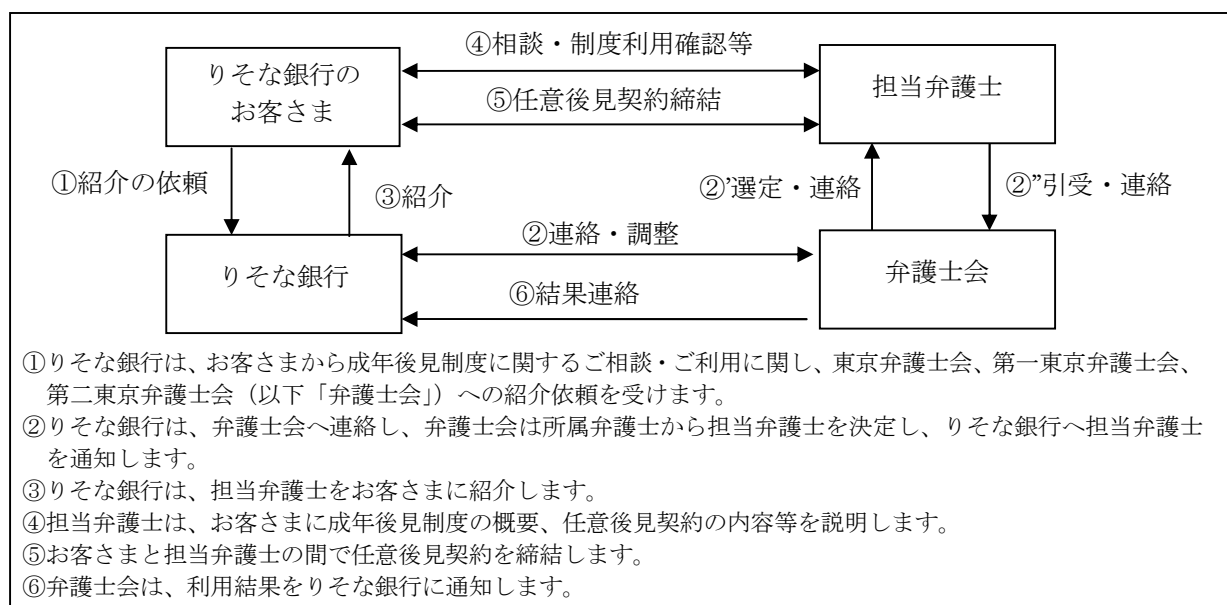
	平成16年度	平成20年度	平成21年度
成年後見関係事件申立件数	17,246件	26,459件	27,397件
第三者選任率	20.0%	31.5%	36.5%

（出典）成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

このような状況をふまえ、りそな銀行では、平成16年4月に社団法人成年後見センター・リーガルサポート、平成21年3月に大阪弁護士会、平成22年8月に兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、京都弁護士会と「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結し、お客さまからの成年後見制度に関するご相談にお応えしてまいりましたが、今般、さらに提携先を拡大するものです。

2. 成年後見制度取次ぎサービスの概要

取扱店舗：りそな銀行の東京都下の店舗



以上